

## 平成 31 年度 環境技術実証事業 実施要領の改訂のポイント

## 1. 改訂の目的

平成 31 年度環境技術実証事業の技術分野及び実証プロセス等が新たな仕組みに変更になること、また昨年度の ISO 対応で改訂されていなかった箇所の対応を行うため、実施要領の改訂を行う。

## 2. 改訂のポイント

- 1 : 技術分野の変更による第 2 章「実証技術領域及び実証技術区分」の設定
- 2 : 実証プロセスの変更による 第 4 章「技術調査機関の選定」等の新設
- 3 : 実証プロセスの変更による 第 5 章「実証対象技術の募集・選定」及び「選定の観点」の変更
- 4 : 技術分野の変更による 第 12 章「実証要領の策定又は改訂」の変更
- 5 : ISO 対応のための第 7 章「実証機関選定の観点」の変更
- 6 : 不必要な表現の削除等による別紙「実証報告書作成要領」の変更や図表等の差替え及び試験の「目標値」の名称変更

## 3. 改訂点(大きな改訂箇所)

現行	改訂案
既存の技術分野(8 分野) ①テーマ自由枠 ②中小水力発電技術分野 ③自然地域トイレし尿処理技術分野 ④有機性排水処理技術分野 ⑤閉鎖性海域における水環境改善技術分野 ⑥湖沼等水質浄化技術分野 ⑦ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術) ⑧ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本実証事業において対象とする技術領域（実証技術領域）を、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。(6 領域)</li> <li>①水・土壌環境保全技術領域 ②大気環境保全技術領域</li> <li>③資源循環技術領域 ④気候変動対策技術領域</li> <li>⑤自然環境保全技術領域 ⑥環境測定技術領域</li> <li>・実証対象技術の申請状況に応じて、各領域のもとに実証技術区分を設定する。実証技術区分とは、従来の実証技術分野と同様の枠組みで、類似の技術をまとめたものである。</li> </ul>
現行なし	実証プロセスの変更に伴い、「技術調査機関の設立及び選定」・「技術調査検討会の設立」等を追加する。章立ての変更
実証対象技術の募集・選定及び選定の観点 ・従来のプロセスでは、実証機関選定後に、実証対象技術の選定を行っていた。  ・選定の観点は「前提となる要件」と「実証可能性」で選定していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新プロセスでは、環境省が実証対象技術の公募を行い、申請された技術の中から、技術調査機関にて設置される技術調査検討会(必要に応じて)の検討・助言を踏まえ、実証対象技術候補を選定することとした。その候補から環境省が実証対象技術として承認することとする。</li> <li>・今回、選定の観点は、平成 30 年度テーマ自由枠技術公募の際の選定の観点到合わせた記載としている。</li> </ul>
既存の技術分野について、実証要領の作成、策定及び改訂をしていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の技術区分に該当する申請技術にあたっては、既存の実証要領を活用し、必要に応じて実証要領を改訂することとする。</li> <li>・既存の技術区分に該当しない技術の申請が複数あり、今後の実証において実証要領の作成が望ましいと環境省が判断したとき、新規の技術区分の実証要領を作成する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証要領は試験に関する記載のみとし、分野間で共通する記載は実施要領に記載する</li> </ul>
<p>実証機関選定の観点として、（１）組織・体制、（２）技術的能力、（３）公平性の確保、（４）公正性の確保、（５）経理的基礎、（６）経費積算の妥当性、（７）JIS17020(ISO/IEC 17020)への準拠としていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC 17020 の要求事項への対応を明確にするため、記載されていた各観点の内容は変更をせず、（１）組織・体制、（２）技術的能力、（３）公平性の確保、（４）独立性の確保、（５）機密保持、（６）苦情・異議申立て、（７）経理的基礎、（８）経費積算の妥当性、（９）JIS17020(ISO/IEC 17020)への準拠の項目立てへと改訂する。</li> <li>【項目立て変更の理由】</li> <li>・「公平性」と「公正性」双方に類似の内容が記載されていた。また、組織の独立性に係る内容が「公正性」に含まれていた。⇒JIS17020(ISO/IEC 17020)に整合し、「公平性」に統一した。統合後、「公正性」に記載されていた内容（実証機関の責任者もしくは担当者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと）の観点について、ISO 整合の視点から「独立性」と変更したい。</li> <li>・「公平性」に「機密保持」の内容が含まれていたため別項目とした。</li> <li>・「公正性」に含まれていた「異議申立て」の内容を別項目にした。</li> <li>・「経理的基礎」に記載されていた「経理上の独立性」を「独立性」に移動した。</li> </ul>
<p>実証報告書作成要領 Ver2.1 では、実在する組織名や個人名等が掲載されていた。 試験の「目標値」という表現は、ISO の趣旨が適切に反映されていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的表現に訂正した。</li> <li>・「性能を示す値」に変更した。</li> </ul>